

二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）

改正案	目次 第一章 総則（第一条―第十三条の五） 第二章～第五章（略） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、外国証券業者が国内において証券業を営むことができるみちを開き、その営業活動につき適正な規制を加えることにより、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社及び銀行、協同組織金融機関（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項（定義）に規定する協同
現行	目次 第一章 総則（第一条―第十三条） 第二章～第五章（略） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、外国証券業者が国内の支店において証券業を営むことができるみちを開き、その営業活動につき適正な規制を加えることにより、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の二第一項（金融機関の証券業務の登録）に規定する

組織金融機関をいう。以下同じ。）、信託会社その他政令で定める金融機関を除く。）をいう。

二 (略)

二の二 許可外国証券業者 第十三条の二第一項の許可を受けた外国証券業者をいう。

三 有価証券、証券会社、証券取引所、取引参加者、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号ハ（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）、同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十六項に規定する証券取引所、同条第十九項に規定する取引参加者、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。

三の二・四 (略)

五 有価証券指数又は有価証券店頭指数 それぞれ証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの又は同条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。

六〃八 (略)

銀行、信託会社その他政令で定める金融機関を除く。）をいう。

二 (略)

(新設)

三 有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第六号ハ（金融機関の証券業務の禁止）に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。）、同法第二条第九項に規定する証券会社、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第十九項に規定する有価証券オプション取引又は同条第二十項に規定する外国市場証券先物取引をいう。

三の二・四 (略)

五 有価証券指数又は有価証券店頭指数 それぞれ証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの又は同条第二十二項に規定する有価証券店頭指数をいう。

六〃八 (略)

九 国内における代表者 外国証券業者の国内における商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項（外国会社の代表者）に規定する代表者（外国証券会社にあつては、すべての支店の業務を担当するものに限る。）をいう。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一七 （略）

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 第六条第一項第一号から第八号まで、第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面

二七 （略）

3 （略）

（登録の拒否要件）

第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録

（新設）

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、当該登録を受けて業務を営もうとするすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一七 （略）

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 第六条第一項第一号から第八号まで及び第十号に該当しないことを誓約する書面

二七 （略）

3 （略）

（登録の拒否要件）

第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録

を拒否しなければならない。

一六（略）

七 第二十四条第一項の規定若しくは第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項（自己資本規制比率悪化の場合の処分）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により第十三条の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六条の十八第一項（証券仲介業者の処分）の規定により同法第六十六条の二（証券仲介業の登録）の登録を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同法第二十八条（証券業の登録）若しくは第六十六条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第十三条において「登録等」という。）が外国証券法令（証券取引法又はこの法律に相当する外国の法令をいう。第十三条の四において同じ。）の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

八（略）

九 いずれかの支店において他に営んでいる事業が第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項（証券会社が営むことができる業務）に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる者又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者であるとき。

を拒否しなければならない。

一六（略）

七 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項の規定により第三条第一項の登録を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同法第二十八条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第十三条において「登録等」という。）が外国証券法令（証券取引法又はこの法律に相当する外国の法令をいう。）の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

八（略）

九 いずれかの支店において他に営んでいる事業が第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる者又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者であるとき。

十 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十三条、第十三条の四及び第二十四条において同じ。）又は国内における代表者のうちに証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまで（証券業の登録の拒否）に掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

十一 主要株主（証券取引法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。）に準ずる者が証券業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国証券規制当局（同法第八十九条第一項（外国証券規制当局に対する調査協力）に規定する外国証券規制当局をいう。第十三条の四において同じ。）による確認が行われていない者であるとき。

十二（略）

2（略）

（引受業務の一部の許可）

第十三条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の許可を受けた外国証券業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消すことができる。

一・二（略）

三 当該外国証券業者の役員（当該外国証券業者が外国証券会社又

十 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十三条及び第二十四条において同じ。）及び国内における代表者のうちに証券取引法第二十八条の四第九号イからヘまでに掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

（新設）

十一（略）

2（略）

（引受業務の一部の許可）

第十三条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、第一項の許可を受けた外国証券業者（以下この条及び次条において「許可業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消すことができる。

一・二（略）

三 許可業者の役員（許可業者が外国証券会社である場合には国内

は許可外国証券業者である場合には国内における代表者を含むものとし、当該外国証券業者が個人である場合には当該個人とする。が、証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまで（証券業の登録の拒否）のいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、当該許可に係る行為が公正に行われないうこととなるおそれがあると認められるとき。

（取引所取引の許可）

第十三条の二 外国証券業者（外国証券会社を除く。）は、第三条第二項及び証券取引法第二十八条（証券業の登録）の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、同法第二条第十七項（定義）に規定する取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（有価証券等清算取次ぎ（同条第二十九項に規定する有価証券等清算取次ぎ（同項第一号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行う者を代理してこれらの取引を行う場合を含む。以下「取引所取引」という。）を業として営むことができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（許可の申請）

第十三条の三 前条第一項の許可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理

における代表者を含むものとし、許可業者が個人である場合には当該個人とする。が、証券取引法第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、当該許可に係る行為が公正に行われないうこととなるおそれがあると認められるとき。

（新設）

（新設）

大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在の場所

二 資本の額

三 役員（取引所取引業務を行う営業所（以下「取引所取引店」という。）の所在する国（本店の所在する国を除く。）における代表者（次条において「取引所取引店所在国における代表者」という。）を含む。）の役職名及び氏名

四 取引所取引店の名称並びにその所在する国及び場所

五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

六 本店及び取引所取引店が加入している外国証券取引所（証券取引法第二条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国有価証券市場を開設する者をいう。次条において同じ。）の商号又は名称

七 国内に事務所その他の施設があるときは、その所在の場所

八 国内における代表者の氏名及び国内の住所

九 取引参加者となる証券取引所の商号又は名称

十 その他内閣府令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第一号イからチまで及びヌに該当しないことを誓約する書面

二 取引所取引店における取引所取引業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）並

びに業務の内容及び方法を記載した書類

四 国内における会社登記簿の謄本

五 直近三年間に終了した各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書

六 その他内閣府令で定める書類

3 第一項第二号に規定する資本の額の計算については、政令で定める。

(許可の拒否要件)

第十三条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 株式会社と同種類の法人でないとき。

ロ 本店又は取引所取引店が所在するいずれかの国において登録等（第三条第一項又は証券取引法第二十八条（証券業の登録）の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）をいう。以下この号において同じ。）を受けていないとき。

ハ いずれかの取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を第六条第一項第二号に規定する政令で定める期間以上継続して営んでいない者であるとき（政令で定める場合に該当するときは除く。）。

(新設)

ニ いずれかの取引所取引店がその所在する国の外国証券取引所（当該国において証券取引法第八十条第一項（有価証券市場開設の免許）の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。第三号において同じ。）に加入していないとき。

ホ 前条第一項第二号に規定する資本の額が、第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ 純財産額が第六条第一項第五号に規定する金額に満たない法人であるとき。

ト 第二十四条第一項の規定若しくは第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項（自己資本規制比率悪化の場合の処分）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により第十三条の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六条の十八第一項（証券仲介業者の処分）の規定により同法第六十六条の二の登録を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている登録等が外国証券法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ 第六条第一項第八号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を

経過していないとき。

リ 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者であるとき。

又 役員、取引所取引店所在国における代表者又は国内における代表者のうちに証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまで（証券業の登録の拒否）に掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

ル 取引所取引業務に係る人的構成が取引所取引業務を適確に遂行するに足りるものと認められない者であるとき。

二 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在するいずれかの国の外国証券規制当局の証券取引法第百八十九条第二項第一号（外国証券規制当局に対する調査協力）に規定する保証がないとき。

三 許可申請者の取引所取引店が加入している外国証券取引所と当該許可申請者が取引参加者となる証券取引所との間で情報の提供に関する取決めの締結その他の当該証券取引所による証券取引法、同法に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられていないとき。

四 許可申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

（許可外国証券業者に係る準用規定）

第十三条の五 第十条第二項、第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、許可外国証券業者について準用する。この場合にお

（新設）

いて、第十一条第一項中「主たる支店の所在地」とあるのは「国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所地」と、第十二条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第十三条の三第一項各号」と、同条第三項中「第四条第二項第二号」とあるのは「第十三条の三第二項第二号」と、「支店における業務」とあるのは「取引所取引業務」と、「あつたとき」とあるのは「あつたときその他内閣府令で定める場合」と読み替えるものとする。

第二章 業務及び経理

（業務の規制）

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項（役員の兼務・兼業の届出等）の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。）について、同法第三十三条（誠実公正の原則）、第三十四条から第四十二条まで（業務、名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為）、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項（損失補てんの禁止等）並びに第四十三条から第四十七条の二まで（業務の状況についての規制、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客

第二章 業務及び経理

（業務の規制）

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項（役員の兼務・兼業の届出等）の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。）について、同法第三十三条から第四十二条まで（誠実公正の原則、業務、名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為）、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項（損失補てんの禁止等）並びに第四十三条から第四十七条の二まで（業務の状況についての規制、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び

資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意」の規定は外国証券会社とその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人」とあるのは「特定金融機関（特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）のうち銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。）の取締役若しくは執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同条第二号中「第三十四条

顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意」の規定は外国証券会社とその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人」とあるのは「特定金融機関（特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）のうち銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。）の取締役若しくは執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同条第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証

第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七条の二第二項中「第四十条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第三十五条（名義貸しの禁止）、第三十六条第一項（社債管理会社等となることの禁止）、第四十二条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第九号（禁止行為）並びに第四十六条（引受人の信用供与の制限）の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

3 （略）

4 証券取引法第三十五条（名義貸しの禁止）、第四十二条第一項第七号及び第九号（禁止行為）並びに第四十三条第二号（業務の状況についての規制）の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

（営業に関する報告等）

券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七条の二第二項中「第四十条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第三十五条、第三十六条第一項、第四十二条第一項及び第四十六条の規定は、許可業者の国内における第十三条第一項の行為について準用する。

3 （略） （新設）

（営業に関する報告等）

第十五条 (略)	2、4 (略)	5 第一項、第二項及び前項の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。	(その他の書類等の提出)	第十六条 (略)	2 (略)	3 前二項の規定は、許可外国証券業者について準用する。	(業務に関する書類の作成等)	第二十一条 証券取引法第百八十八条（業務に関する書類の作成等）の規定は、外国証券会社の支店における業務及び許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。	(届出事項)	第二十二条 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	一、三 (略)	四 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会
第十五条 (略)	2、4 (略)	(新設)	(その他の書類等の提出)	第十六条 (略)	2 (略)	(新設)	(業務に関する書類の作成等)	第二十一条 証券取引法第百八十八条（業務に関する書類の作成等）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。	(届出事項)	第二十二条 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	一、三 (略)	四 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあ

社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ第四項（子会社による親会社株式の取得の制限等）に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有することとなつたとき。

五 その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六〇十 （略）
2 （略）

（取引所取引業務の廃止等の手続）

第二十三条の二 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、第十三条の二第一項の許可は、効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（監督上の処分）

第二十四条 内閣総理大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国証券会社の第三条第一項の登録を取り消

つては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有することとなつたとき。

五 その議決権の過半数を保有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六〇十 （略）
2 （略）

（新設）

第二十四条 内閣総理大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国証券会社の第三条第一項の登録を取り消

し、第七条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて支店の業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号（外国証券法令の規定に係る部分に限る。）、第八号又は第十二号に該当することとなつたとき。

二〇六（略）

2 内閣総理大臣は、外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が、証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまで（証券業の登録の拒否）のいずれかに該当する者となつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該外国証券会社に対して、当該代表者の解任又は当該役員の解職を命ずることができる。

3（略）

4 第一項（第六号を除く。）の規定は許可外国証券業者の取引所取引業務について、第二項の規定は許可外国証券業者の国内における代表者（国内に事務所その他の施設がある場合にあつては、当該施設に駐在する役員を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「第三条第一項の登録を取り消し、第七条第一項の認可」とあるのは「第十三条の二第一項の許可」と、同項第一号中「第六条第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号」とあるのは「第十三条の四第一項第一号イ、ロ、ニからヘまで、ト」と、「第八号又は第十二号」とあるのは「チ、

し、第七条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて支店の業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号（外国証券法令の規定に係る部分に限る。）又は第八号に該当することとなつたとき。

二〇六（略）

2 内閣総理大臣は、外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が、証券取引法第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者となつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該外国証券会社に対して、当該代表者の解任又は当該役員の解職を命ずることができる。

3（略）

（新設）

リ若しくはル、第二号又は第三号」と、同項第二号中「第三条第一項の登録」とあるのは「第十三条の二第一項の許可」と、同項第五号中「第七条第一項の認可」とあるのは「第十三条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

(営業休止等の場合の登録の取消し)

第二十六条 証券取引法第五十六条の三(営業休止等の場合の登録の取消し)の規定は、外国証券会社とその支店において行う営業及び許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。この場合において、同条中「第二十八条の登録」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録又は同法第十三条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

(処分の公告)

第二十七条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 (略)

二 第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。

「)の規定により第三条第一項の登録、第七条第一項の認可若しくは第十三条の二第一項の許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三・四 (略)

(営業休止等の場合の登録の取消し)

第二十六条 証券取引法第五十六条の三(営業休止等の場合の登録の取消し)の規定は、外国証券会社とその支店において行う営業について準用する。この場合において、同条中「第二十八条」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第三条第一項」と読み替えるものとする。

(処分の公告)

第二十七条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 (略)

二 第二十四条第一項の規定により第三条第一項の登録若しくは第七条第一項の認可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三・四 (略)

(処分についての審問等及び通知)

第二十九条 内閣総理大臣は、第三条第一項の登録、第七条第一項の認可又は第十三条第一項若しくは第十三条の二第一項の許可を拒否しようとするときは、登録申請者、外国証券会社又は許可申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者、当該外国証券会社又は当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十九条第二項において準用する証券取引法第六十条、第二十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項から第三項まで又は第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第三条第一項の登録、第七条第一項若しくは第十二条第四項の認可、第十三条第一項若しくは第十三条の二第一項の許可若しくは第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の承認をし、若しくはしないこととしたとき、第七条第三項（第十三条第二項及び第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第十三条第三項、第十九条第二項において準用する同法第六十条、第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項から第

(処分についての審問等及び通知)

第二十九条 内閣総理大臣は、第三条第一項の登録、第七条第一項の認可又は第十三条第一項の許可を拒否しようとするときは、登録申請者、外国証券会社又は許可申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者、当該外国証券会社又は当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十九条第二項において準用する証券取引法第六十条、第二十四条第一項、第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項から第三項まで又は第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第三条第一項の登録、第七条第一項の認可、第十二条第四項の認可、第十三条第一項の許可若しくは第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の承認をし、若しくはしないこととしたとき、第七条第三項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第十三条第三項、第十九条第二項において準用する同法第六十条、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項から第三項まで若しくは第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書

三項まで若しくは第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者、外国証券会社、許可外国証券業者又は許可申請者に通知しなければならない。

(残務の終了)

第三十条 (略)

2 (略)

3 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、取引所取引を結了する目的の範囲内において、なお許可外国証券業者とみなす。

(報告の聴取及び検査)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、許可外国証券業者又は当該許可外国証券業者と取引を行う者に対し、当該許可外国証券業者の取引所取引業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該許可外国証券業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

面により、その旨を登録申請者、外国証券会社又は許可申請者に通知しなければならない。

(残務の終了)

第三十条 (略)

2 (略)

(新設)

(報告の聴取及び検査)

第三十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(裁判所の調査依頼)

第三十三條 裁判所は、外国証券会社（第三十條第一項の規定により外国証券会社とみなされる者を含む。）又は許可外国証券業者（同条第三項の規定により許可外国証券業者とみなされる者を含む。）の国内における清算手続、破産手続、再生手続、更生手続若しくは承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 (略)

3 第三十一條第一項及び第三項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(財務大臣への協議)

第三十九條 内閣総理大臣は、外国証券会社又は許可外国証券業者（以下「外国証券会社等」という。）に対し次に掲げる処分をするこ
とが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置
に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十四條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

の規定又は第二十五條において準用する証券取引法第五十六條
の第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 (略)

三 第二十四條第四項において準用する同条第一項の規定による第

(裁判所の調査依頼)

第三十三條 裁判所は、外国証券会社（第三十條第一項の規定により外国証券会社とみなされる者を含む。）の国内における清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 (略)

3 第三十一條第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(財務大臣への協議)

第三十九條 内閣総理大臣は、外国証券会社に対し次に掲げる処分を
することが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認
めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要
な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十四條第一項の規定又は第二十五條において準用する証券

取引法第五十六條の二第二項の規定による業務の全部又は一部の
停止の命令

二 (略)

(新設)

十三条の二第一項の許可の取消し

(財務大臣への通知)

第四十条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、証券取引法第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第十三条の二第一項の規定による許可

四 第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。

〔の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第二項若しくは第二項の規定による命令

五 (略)

六 第二十四条第四項において準用する同条第一項又は第二十六条

において準用する証券取引法第五十六条の三の規定による第十三条の二第一項の許可の取消し

七 (略)

2 内閣総理大臣は、第二十三条第一項若しくは第四項又は第二十三条の二の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(財務大臣への資料提出等)

第四十一条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融

(財務大臣への通知)

第四十条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、証券取引法第七十九条の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一・二 (略)

(新設)

三 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券

取引法第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四 (略)

(新設)

五 (略)

2 内閣総理大臣は、第二十三条第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(財務大臣への資料提出等)

第四十一条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融

危機管理に関し、外国証券会社等に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、外国証券会社等に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、外国証券会社等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第三条第一項の登録又は第十三条の二第一項の許可を受けた者

二 第十四条第一項又は第四項において準用する証券取引法第三十条の規定に違反した者

三・四 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)^一の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分(第七条第一項の認可

危機管理に関し、外国証券会社に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、外国証券会社に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、外国証券会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第三条第一項の登録を受けた者

二 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十五条の規定に違反した者

三・四 (略)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分(第七条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。)に違反した

に係る業務の停止の処分を除く。)に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第十三条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第十五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による営業報告書、同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告書、第十六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による書類若しくは同条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書、報告書、書類若しくは書面を提出した者

三 六 (略)

七 第二十三条第一項若しくは第四項又は第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 十 (略)

十一 第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項又は第三項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十二 第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第十五条第一項の規定による営業報告書、同条第二項の規定による報告書、第十六条第一項若しくは第二項の規定による書類若しくは同条第一項の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書、報告書、書類若しくは書面を提出した者

三 六 (略)

七 第二十三条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 十 (略)

十一 第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十二 第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第七条第三項(第十三条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する証券取引法第二十九条の二第一項の規定により付した条件に違反した者

三 八 (略)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を第十三条の五において準用する場合を含む。)の規定、第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第三項若しくは第六項の規定又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三 (略)

四 第十五条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

五 (略)

第五十四条 外国証券会社等の国内における代表者は、次の場合において、三十万円以下の過料に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第七条第三項において準用する証券取引法第二十九条の二第一項の規定により付した条件に違反した者

三 八 (略)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項若しくは第三項の規定、第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第三項若しくは第六項の規定又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三 (略)

四 第十五条第四項の規定による命令に違反した者

五 (略)

第五十四条 外国証券会社の国内における代表者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略) 四 第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第一項の規定による命令(第二十四条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。 2 (略) 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第十一条第二項(第十三条の五において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者 二〇五 (略)	一〇三 (略) 四 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第一項の規定による命令(第二十四条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。 2 (略) 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第十一条第二項の規定による命令に違反した者 二〇五 (略)
---	---